

那 健 保 総 第 313 号
令和5年7月13日

社会福祉施設等 御中

那 覇 市 保 健 所 長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染発生時における報告について（依頼）

平素より、本市保健衛生行政へのご理解、ご協力並びに新型コロナウイルス感染症対策へのご協力感謝申し上げます。

さて、みだしの件について、「『社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について』の一部改正について（令和5年4月28日付 こ成総第18号、こ支総第9号、健発0428第3号、生食発0428第8号、社援発0428第18号、障発0428第1号、老発0428第9号）」の通知に基づき、「ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合」「イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合」「ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合」は、市町村等の社会福祉施設等主管部局及び那覇市保健所に報告をお願いいたします。

那覇市保健所に報告する際は、下記的那覇市保健所ホームページから指定のフォームに、ご入力をお願いいたします。

記

1. 報告方法

(1) 那覇市保健所ホームページから入力する。

那覇市保健所→感染症→医療機関および社会福祉施設等の新型コロナ集団発生報告

<https://www.city.naha.okinawa.jp/nahahokenjyo/kansensyousei/hasseihoukoku.html>

2. 報告時期

- (1) 初回報告・・・報告基準ア、イ又はウになった時点
- (2) 追加報告・・・(1) から1週間後と1か月後の2回



以上

【お問い合わせ先】

那覇市保健所 保健総務課 感染症グループ 宮城、東、大原

TEL : 098-853-7972 (平日 8 : 30～12 : 00、13 : 00～17 : 15)